

中国地方知事会共同アピール

第二期地方分権改革の着実な推進について

平成20年5月28日
中國地方知事会

第二期地方分権改革の着実な推進について

第二期地方分権改革の推進に当たっては、国と地方の役割分担の根本的な見直しを行った上で、その役割分担に応じた国から地方への事務・権限及び税財源の移譲を一体的に行うことにより、地方の自治体経営における自主性、自立性を確保することが不可欠である。

政府の「地方分権改革推進委員会」では、昨年11月に「中間的な取りまとめ」を行い、関係府省からヒアリングを実施するなど、精力的な議論が進められ、本日、国と地方の役割分担の基本的な考え方や個別行政分野の抜本的な見直しなどを内容とする、第一次の勧告が取りまとめられたが、今後は、その趣旨に沿って、地方分権改革が着実に進むよう期待しているところである。

しかしながら、これまでの一次勧告に向けた議論の過程を見ると、各省庁の反応は、現行の国の組織体制を前提としたものに終始しており、こうした状況が続ければ、第二期地方分権改革の実現へ向けた道のりは、極めて厳しいと言わざるを得ない。

こうした中で、今回の改革を確実に進展させるためには、地方としても一致結束し、地方の意見が十分に反映された真の地方分権の実現に向け、より一層努力することが必要である。

国においては、我々が求める地方分権の意義や地方分権改革推進法に定める基本理念を十分に認識し、道半ばにある地方分権改革について、次の事項を一体的に推進し、かつ早期に実現するよう、強く要請する。

1 新分権一括法に向けた国と地方の役割分担の見直し

地方の権限と責任を大幅に拡充し、基礎自治体と広域自治体がそれぞれの役割分担に応じて自主的、自立的な行財政運営を行えるよう、地方分権改革推進法に定める基本理念に沿った国と地方の役割分担の見直しに大胆に取り組むこと。

2 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化

今回の一次勧告で示された趣旨に沿って、国から地方への事務・権限の移譲、国の過剰な義務付けや関与の廃止・縮小などを積極的に進めるとともに、関係する国の出先機関の廃止・縮小を行い、国と地方の二重行政を解消し、国・地方を通じた行政の簡素化等の改革を一体的に推進すること。

また、国庫補助負担金の廃止・縮減は、地方分権の観点から、国と地方の役割分担、国からの権限移譲や関与を抜本的に見直した上で、税財源移譲と一体的に行うべきであり、第二期改革による見直し後も地方が実施する事業については、その所要額すべてを税財源移譲に含め一般財源として措置すること。

この場合、かえって地方公共団体間の財政力格差が拡大しないよう、地方交付税の財源調整機能及び財源保障機能を充実・強化するなどの適切な配慮をすること。

3 地方への権限移譲等に伴う適切な財源移転

国から地方への事務・権限の移譲、国の出先機関の廃止・縮小に伴う地方への移管に当たっては、国において組織体制や人員などを十分にスリム化した上で移譲を行い、地方において移譲事務を賄うことが十分可能な一般財源として適切な財源移転を行うこと。

平成20年5月28日

中國地方知事会



鳥取県知事	平井 伸治
島根県知事	溝口 善兵衛
岡山県知事	石井 正弘
広島県知事	藤田 雄山
山口県知事	二井 閔成